

両立支援に取り組む事業主への助成金制度の改正について

平成21年度

(百万円)

助 成 金 名	21'補正後予算額
育児・介護雇用安定等助成金	
両立支援レベルアップ助成金	2,869
(概要) 仕事と家庭の両立を図る労働者を支援する事業主及び事業主団体に対し助成。	
○育児・介護費用等補助コース 労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の補助を行ったときに助成を行うもの	
○代替要員確保コース 育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を現職等に復帰させたときに助成を行うもの。	
○子育て期の短時間勤務支援コース 子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度(1日単位)の導入、利用促進に向けた取組を行い、利用者が生じたときに助成を行うもの。	
○休業中能力アップコース 育児休業又は介護休業を取得した労働者がスムーズに職場に復帰できるようなプログラムを実施したときに助成を行うもの。	
○職場風土改革コース 仕事と育児の両立支援に向けた職場風土の改革や男性の育児参加促進について計画的に実施し、成果をあげたとき。	
事業所内保育施設設置・運営等助成金	3,660
(概要) 事業所内保育施設の設置、増築等及び運営を行う事業主及び事業主団体に対して助成。	
中小企業子育て支援助成金	2,213
(概要) 子育て支援を行う中小企業に対する支援の充実のため、育児休業取得者等が初めて出た中小企業事業主(労働者数100人以下)に対し助成。	

平成22年度

(百万円)

助 成 金 名	22'予算案
育児・介護雇用安定等助成金	
両立支援レベルアップ助成金	1,502
○育児・介護費用等補助コース (改正なし)	
○代替要員確保コース (改正概要) 休業開始日までの1年継続雇用要件を廃止	
○子育て期の短時間勤務支援コース (改正概要) 中小企業子育て支援助成金の短時間勤務制度部分を統合 ア 中小企業子育て支援助成金の短時間勤務制度部分の助成金を統合し、助成制度を簡略化する。 イ 支給額の拡充(短時間勤務の期間に関わらず100人以下企業については1人目に100万円、2～5人目に80万円、101～300人企業については1人目に50万円、2～10人目に40万円、301人以上企業については1人目については40万円、2～10人目に10万円)	
○休業中能力アップコース (改正概要) 休業開始日までの1年継続雇用要件を廃止	
○職場風土改革コース (改正概要) 平成22年度の新規指定なし	
事業所内保育施設設置・運営等助成金	3,855
(改正概要) ア 中小企業に対する助成率(費用の2/3(平成21年度末までの時限措置))を平成22年度以降も継続する。 イ 保育遊具等購入費は設置費又は増築費と同時に申請する場合のみ助成する。	
中小企業子育て支援助成金	3,226
(改正概要) ア 子育て期の短時間勤務制度の利用に関する助成を育児・介護休業雇用安定等助成金(両立支援レベルアップ助成金)に統合する。 イ 育児休業復帰後の継続勤務要件を1年間とする。	

両立支援レベルアップ助成金（子育て期の短時間勤務支援コース）の改正について

【現行】

(1)

	少なくとも3歳までの子を養育する者が利用できる短時間勤務制度を設けた場合	少なくとも小学校就学前までの子を養育する者が利用できる短時間勤務制度を設けた場合
常時雇用労働者数1~300人	最初の支給対象者 : 50万円(40万円) 2~10人目 : 15万円	
301人以上		最初の支給対象者 : 40万円 2~10人目 : 10万円

* 制度を利用する被保険者は、小学校第3学年修了前の子を養育する被保険者に限る。

※ () 内は、一般事業主行動計画の策定・届出がない場合の金額。

※ 期間雇用者の場合には、上記のそれぞれの額とは別に1回に限り20万円上乗せ。

(2) 常時雇用労働者数が101人以上300人以下の事業主が、小学校第3学年修了までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度の利用促進に向けノウハウ取得を図るためにコンサルティングを受け、利用者が生じた場合

最初の対象労働者が生じた場合	30万円
----------------	------



【改正後】(平成22年4月1日施行)

	少なくとも3歳までの子を養育する者が利用できる短時間勤務制度を設けた場合	少なくとも小学校就学前までの子を養育する者が利用できる短時間勤務制度を設けた場合
常時雇用労働者数1~100人	最初の支給対象者 : 100万円 2人~5人目 : 80万円	
101人~300人		最初の支給対象者 : 50万円 2~10人目 : 40万円
301人以上		最初の支給対象者 : 40万円 2~10人目 : 10万円

* 制度を利用する被保険者は、小学校第3学年修了前の子を養育する被保険者に限る。

* 平成22年4月1日以降、初めて制度を6か月以上利用した被保険者がした場合に限る。

* 短時間勤務制度は、1日の所定労働時間が原則6時間とする措置を含むものである場合に限る。

* 次世代育成支援対策推進法に定める一般事業主行動計画を策定、届出、公表及び周知している事業主に限る。

※ 期間雇用者にかかる額の上乗せ及び(2)は廃止。

代替要員確保コース

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた事業主に支給。

(1) 原職等復帰について、平成12年4月1日以降新たに就業規則等に規定した事業主の場合

	支給対象労働者1人当たり	
①最初に要件を満たした育児休業取得者(支給対象労働者)が生じた場合	中小企業	50万円 [40万円]
	大企業	40万円 [30万円]
②2人目以降の支給対象労働者が生じた場合 (最初に支給対象労働者が生じた日の翌日から5年間、①と合わせて1事業所当たり1年度10人まで)	中小企業	15万円
	大企業	10万円

(2) 原職等復帰について、平成12年3月31日までに既に就業規則等に規定していた事業主の場合

	支給対象労働者1人当たり	
支給対象労働者が生じた場合 (平成12年4月1日以降、最初に支給対象労働者が生じた日の翌日以降5年間、1事業所当たり1年度10人まで)	中小企業	15万円
	大企業	10万円

子育て期の短時間勤務支援コース

子育て期の短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合、事業主に支給。

(1) 小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度があり、利用者が出た場合。

企業規模	1人目	2人目以降※
100人以下企業	100万円	80万円
101~300人企業	50万円	40万円
301人以上企業	40万円	10万円

※5年間、1企業当たり延べ10人まで
(100人以下企業は5人まで)

(2) 3歳までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度があり、利用者が出た場合。

常用労働者数	1人目	2人目以降※
100人以下企業	100万円	80万円

※5年間、1企業当たり延べ5人まで

育児・介護費用等補助コース

労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部について、補助等を行う旨を就業規則等に規定し、実際に費用補助等を行った事業主に、その補助等の額の一定割合を助成

助成率	中小企業	育児:4分の3 介護:2分の1
	大企業	育児・介護とも3分の1

支給は、1事業所当たり5年間。年間限度額は、1人当たり30万円(中小企業は40万円)、かつ1事業所当たり360万円(中小企業は480万円)

また、労働者の育児・介護サービス利用料を補助する制度を平成10年4月1日以降新たに設けた事業主で、初めて労働者に費用補助を行った場合に、上記の費用助成に加えて一定額の助成。

支給額 (1事業主につき)	中小企業	40万円[30万円]
	大企業	30万円[20万円]

休業中能力アップコース

育児休業又は介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、これらの労働者の能力の開発及び向上を図るため、次のいずれか1つ以上の措置(職場復帰プログラム)を実施した事業主・事業主団体に支給。

- ①在宅講習 ②職場環境適応講習
③職場復帰直前講習 ④職場復帰直後講習

支給限度額 (1事業所当たり100人まで)	中小企業	21万円
	大企業	16万円

②職場環境適応講習と③職場復帰直前講習を同時期に実施する場合は、③職場復帰直前講習の支給が優先。

職場風土改革コース

職場風土改革に計画的に取り組み、育児休業制度等を取得しやすい環境整備を行う事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下、かつ子育て世代の労働者の割合が4割以上)を指定し、成果をあげた事業主に支給。

	1年度につき1事業主1回	
1年度目	事業実施前に比べ両立指標の得点が向上した事業主	50万円
2年度目	1年度目よりさらに両立指標の得点が向上した事業主	50万円
	2か年度にわたる取組の結果、男性・女性の育児休業取得率及び両立指標の得点が一定以上の事業主	50万円を加算

※平成22年度は1年度目の指定は実施しない。

※〔 〕内の金額は、常時雇用する労働者が300人以下で、一般事業主行動計画の策定・届出が無い場合

事業所内保育施設設置・運営等助成金

22年度予算案 3,885百万円

(21年度予算額 3,660百万円)

労働者のための保育施設を事業所内(労働者の通勤経路又はその近接地域を含む)に設置、増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成する。また、保育遊具等購入費用の一部についても助成する。

	助成率等	助成限度額		
①設置費	2分の1 (中小企業:3分の2)	2,300万円		
②増築費	2分の1	増築	1,150万円 5人以上の定員増を伴う増築、体調不調児のための安静室等の整備	
		建替え	2,300万円 (5人以上の定員増を伴う建替え)	
③運営費	(大企業) 1年目～5年目 2分の1 6年目～10年目 3分の1 (中小企業) 1年目～5年目 3分の2 6年目～10年目 3分の1		1年目～5年目	6年目～10年目及び(※1)
		通常型	規模に応じ 最高 699万6千円	規模に応じ 最高 466万4千円
		時間延長型	規模に応じ 最高 951万6千円	規模に応じ 最高 634万4千円
		深夜延長型	規模に応じ 最高 1,014万6千円	規模に応じ 最高 676万4千円
		体調不調児対応型	上記それぞれの型の運営に係る額 +165万円	上記それぞれの型の運営に係る額 +110万円
④保育遊具等購入費	自己負担金10万円を控除した額	40万円		

(※1)両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)の運営費を受給し、受給期間(5年間)を経過した事業主等又は事業所内保育施設整備等助成事業の新築費を受給した事業主等の場合

育児休業取得者が初めて出た中小企業事業主(労働者数100人以下)に助成金を支給する。
(平成18年度から6年間の特別措置)。

(1) 支給要件

中小企業事業主において、次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画を作成・届出し、労働者が子の出生後6か月以上育児休業を取得し、職場復帰後1年以上継続して雇用された場合

(2) 支給額

上記対象者が初めて出た場合に、5人目まで次の額を支給する。

1人目	100万円(定額)
2人目から5人目まで	80万円(定額)